

特別養護老人ホーム緑ヶ丘ハイツ ご利用料金

令和7年4月1日現在

1. 介護保険のサービス（サービス費）

■1日の単位数

(単位/日)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費Ⅰ	589	659	732	802	871
看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
サービス提供体制加算	18	18	18	18	18
1日の所定単位数	611	681	754	824	893
1月の所定単位数(30日)	18,330	20,430	22,620	24,720	26,790

1月の加算単位数

(単位/月)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50	50	50	50	50
褥瘡マネジメント加算Ⅰ (褥瘡マネジメント加算Ⅱ※1)	3 (13)	3 (13)	3 (13)	3 (13)	3 (13)
排せつ支援加算Ⅰ	10	10	10	10	10
ADL維持等加算Ⅰ	30	30	30	30	30
介護職員処遇改善加算	月の所定単位数に14.0%を乗じて計算します。				

※1 褥瘡マネジメント加算Ⅱは褥瘡リスクがあり褥瘡の発生がない方が対象となります。(全員が対象ではありません)

■①1ヶ月分の介護保険一部負担額の計算(30日で計算)

(円/月)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護費一部負担額 (※1該当時)	21,002 (21,013)	23,396 (23,408)	25,893 (25,904)	28,287 (28,298)	30,647 (30,658)

【ご注意】その他、入所時、外泊時、看取りを行った場合は対応した加算がございます。

上記金額は、1割負担で表しています。

2. その他の費用

■②1ヶ月分のおよその基本費用(30日で計算)

(円/月)	所得区分 ※2				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	その他
居住費 (従来型個室)	(380) 11,400	(480) 14,400	(880) 26,400	(880) 26,400	(1,231) 36,930
食事代	(300) 9,000	(390) 11,700	(650) 19,500	(1,360) 40,800	(1,445) 43,350
計	20,400	26,100	45,900	67,200	80,280

※2 通常は、その他を参照してください。

『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、減額料金が適用されます。

【ご注意】その他、娯楽費などお客様が負担することが適当とみられるものは実費となります。

外泊時、入院時にも居住費はかかります。

3. ご利用料金(①+②合計)の計算 ※3 (基本となるおおよその金額です。)

(円/月)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
所得区分 第1段階	41,402	43,796	46,293	48,687	51,047
第2段階	47,102	49,496	51,993	54,387	56,747
第3段階①	66,902	69,296	71,793	74,187	76,547
第3段階②	88,202	90,596	93,093	95,487	97,847
その他	101,282	103,676	106,173	108,567	110,927

※3 ※1該当者や入所時は若干の変動がありますが、ご了承ください

入所時のみ（1回限り）の加算単位数

(単位/月)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
安全対策体制加算	20	20	20	20	20

■該当者のみ

該当する病気食（糖尿病、腎臓病、肝臓病、胃潰瘍、貧血、脾臓病、脂質異常症、痛風及び特別な検査食）を提供した場合※1日3回までが限度。

(単位/回)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養食加算（1日の最大数）	6（18）	6（18）	6（18）	6（18）	6（18）
1月3食療養食となった場合	540	540	540	540	540

※提供した回数分が単位数に加わり、その数字を元に処遇改善加算等の計算がされます。

6×回数で計算される。1回のみは6×1で計算。3食の場合は6×3で計算。

1週間であれば6×3×7で計算。1か月は6×3×30で計算。

終末期に入り、医師から説明を受け、施設内での看取りとなった場合

(単位/回)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
死亡日（1日）	1, 280	1, 280	1, 280	1, 280	1, 280
死亡日の前日及び前々日（2日）	680 (1, 360)				
死亡日以前4日以上30日以下 （最長27日）	144 (3, 888)				
死亡日以前31日以上45日以下 （最長15日）	72 (1, 080)				

※ 上記についてはお亡くなりになった月にご請求となります。

※ 該当する場合こちらの加算を加えた上で、処遇改善加算等の計算が行われます。

例1) 同意を得られてから、お亡くなりになったのが1週間の場合

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上7日以下
（144×4=576）の合計値=3, 216

例2) ①同意を得られてから、お亡くなりになったのが1か月の場合（30日）

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上30日以下
（144×27=3, 888）の合計値=6, 528

②同意を得られてから、お亡くなりになったのが1か月の場合（31日）

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上30日以下
（144×27=3, 888）+死亡日以前31日（72）の合計値=6, 600

例3) 同意を得られてから、お亡くなりになったのが2か月の場合

死亡日（1, 280）+死亡日の前日及び前々日（1, 360）+死亡日以前の4日以上30日以下
（144×27=3, 888）+死亡日以前31日以上45日以下（72×15=1080）の合計値
=7608

ご利用料金表

併設型短期入所生活介護利用の方（ショートステイ）

介 護 度 別	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
併設短期生活 I	603	672	745	815	884
サービス提供体制強化加算Ⅱ(イ)	18	18	18	18	18
看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
送迎加算（往復）	368	368	368	368	368
* お迎え、お送で片道 184（ご家族が、ご自身で送迎を行うとかからない費用です） 上記合計に対して介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.0%）が加算されます。					
朝食 360円 昼食 585円 夕食 500円 合計 1,445円					
例) 要介護度2の方が2泊3日利用されたと計算します。					
ア) $(672 + 18 + 4) \times 3(\text{日}) + 368 = 2,450$					
この単位に14.0%加えると <u>2,793円</u>					
イ) 食費は所得等により異なりますが、昼食からご利用の方					
1日目 585円 + 500円 = 1,085					
2日目 360円 + 585円 + 500円 = 1,445					
3日目 360円 + 585円 = 945 夕食前に帰宅					
合 計 3,475円					
ウ) 滞在費は個室で、1日 1,231円					
1,231(円) × 3(日) = <u>3,693円</u>					
合 計 ア) + イ) + ウ) = 9,961円					

Ⅲ 併設型介護予防短期入所生活介護の方（介護予防ショートステイ）

	要 支 援 1	要 支 援 2
併設介護予防短期入所生活 I	451	561
サービス提供体制強化加算Ⅱ(イ)	18	18
送迎加算（往復）	368	368
お迎え、お送で片道 184（ご家族が、ご自身で送迎を行うとかからない費用です） 上記合計に対して介護職員等処遇改善加算Ⅰ（14.0%）が加算されます。		
朝食 360円 昼食 585円 夕食 500円 合計 1,445円		
例) 要支援2の方が2泊3日利用されたと計算します。		
ア) $(561 + 18) \times 3(\text{日}) + 368 = 2,105$		
この単位に14.0%加えると <u>2,400円</u>		
イ) 食費は所得等により異なりますが、昼食からご利用の方		
1日目 585円 + 500円 = 1,085		
2日目 360円 + 585円 + 500円 = 1,445		
3日目 360円 + 585円 = 945 夕食前に帰宅		
合 計 3,475円		
ウ) 滞在費は個室で、1日 1,231円		
1,231(円) × 3(日) = <u>3,693円</u>		
合 計 ア) + イ) + ウ) = 9,568円		

※1 世帯の所得等により負担軽減制度があります。詳細は、市区町村の介護保険担当係にお尋ねください。

(円/日) ※めやす	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	その他
居住費（従来型個室）	380	480	880	880	1,231
食事代	300	600	1,000	1,300	1,445

（令和6年8月1日現在）

※（介護予防）短期入所生活介護事業所利用時、該当される方は療養食加算（1回8単位）にも対応致します。事前にお知らせや情報提供いただくことで対応致しますので、必要な方は申出下さい。（令和4年4月1日より）